

し、子供はそれぞれの責任を分担しながら育てましようというふうな離婚も、これからは珍しくな

いづれにせよ、今回は、単独親権制度のもとでも非親権者との面会交流というものが適切に実行されれば、子の利益は図られていくので、子の利益を図るために共同親権でなければいけない、そういうところまでは今まだ至っていないんだと思っております。

○城内委員 私、戦後の行き過ぎた個人主義で、子供がいるにもかかわらず、安直な離婚というものが非常にふえているような感じがいたします。もちろん、DVだとかいろいろなきまざまな理由があつて離婚をするということは、これはもう当然認められるべきだと思ひますが、やはりそういうした風潮に歯止めをかける必要があるんじゃないかな、私は個人的にはそういう立場で考えておる次第でございます。

もう一点ですが、民法七百六十六條の改正に関連しての質問ですが、特に現行法の規定では、裁判所の面会交流命令に監護者が従わなくても、その監護者が親権を喪失したり、あるいは監護者から子供を取り上げて非監護者の方に移すというふうなことはほとんどないというふうに向つてい

○豊澤最高裁判所長官代理人 親権者、監護権者の指定等につきまして、いづれも、各個別の事案

に於いて家事審判官が判断いたしておるわけでござい

その種の事件におきましては、双方の親あるいは子供に関するさまざまな事情を総合的に検討する、そういった判断枠組みのもとで、一方の親が他方の親の同意なく子供を連れて別居し、その後、面会交流に同意しないといった点につきましても、一つの事情として考慮されており、事案に応じて、子の福祉の観点から、適切な考慮、判断がなされているものと承知いたしております。

○城内委員 今御答弁ありましたけれども、其態は、私はいろいろ調べたら、やはり連れ去つちやつた方が勝ちみたいな、その後、連れ去られたと感じている方が言つてもなかなか会わせてくれないという実態があつて、強制力もありませんし、さらに、会わせてくれと行つたら、まだ離婚が成立していないけれども、既に事実上の内縁の大なし妻がいて、追ひ返されるというケースが非常に多いというふうに向つてお

この民法七百六十六條の改正で面会交流をどう進めようということは大変結構なことではありますけれども、では、実態が本当に改善されるかということ、やはりそこら辺は、きちんと運用を各裁判所がやつていかないと、改善されないんじゃないかと思ひます。

○江田国務大臣 別れる場合に、子の監護者を決

める。そのときに、相手に対してどちらの方がより寛容であるか。片方が、いや、月一回会わせま

す、もう片方は、いやいや、月に二回は会わせませぬ、それなら、その月二回会わせる方を監護者に決めよう、そういうルールといひますか、裁判所のやり方、これは一つの考え方だと思ひます

○城内委員 いずれにしても、監護者のエゴ、あるいは監護者が親権を既得権として一方の非監護者の権利を排除するような事例、これはやはり児童の福祉、権利という観点からも、あつてはならないことだと私は思ひます。虐待といったような特別なケースを除いて、やはりこれは運用面、あるいは基準をしっかりとつて、そういうエゴあるいは既得権化が行われないようにしていかないと、何度も言ひますように、法律は改正しました、しかし、絵にかいたもちで、実態はなかなか変わっていませんということになりかねないのではないかと思ひますので、その点についてぜひ今後の検討課題としていただきたいというふう

最後に、もう時間がほとんどありませんけれども、人権侵害救済機関の設置について質問をさせていただきます。

これは報道によることですが、今日十三日に民主党が、川端達夫衆議院議院運営委員長を座長として、人権侵害救済機関検討プロジェクトチームを開いたというふう

るといふ方針である、そういう報道がされていま

私には、民主党の中にも、若手の議員の方と何人か交流しておりますが、彼らは反対だと。党内にそういう反対論が根強いというふうには理解してはいるんですが、大臣はこうした反対論が所属されている民主党内にあるというふう

○江田国務大臣 民主党もなかなか幅広く、いろいろな意見があることは承知しております。

○城内委員 もう質問時間が終了しましたが、幅広い意見があるという意味ではなくて、それにもせよ、しかし、そういう反対意見も、これまで大臣にも何度も質問させていただいて、どのように、人権委員の選出方法をどうするかとか、あるいは、まさに人権救済機関をつくらせたらどだけコストがかかるのか、こういう点もしっかりと数字を出していただいで、私は反対の立場ですけれども、つくるといふのであれば、どれだけ効果があるのかというのはいさかりと数字と証拠で示していただきたいと思ひます。

○奥田委員長 これにより討論に入るのであります。この申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○奥田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○奥田委員長 この際、ただいま議決いたしましたし